

令和4年度 教育方針

横手高等学校（定時制課程）

教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、「知・徳・体」の調和のとれた人格の完成を目指すと共に、「剛健質朴」の校風のもと、「青雲の志」を抱き、「天佑自助」の精神で、国内外を含む将来社会の幸福と発展に貢献する有為な人材を育成する。

今年度の重点目標

一人ひとりの成長の支援と社会性の育成

～ 見守る温かい目と社会につなげるための指導 ～

*実践指針

すべての教育活動において「チャレンジ精神の育成」を念頭に置き、これを通して、先行き不透明な時代に挑戦し、自己と社会の未来を切り拓く人材の育成を図り、人格の完成と進路目標の達成を含めた自己実現を支援する。

*具体的な手立て ～社会で必要とされる資質・能力の育成～

1 規律ある生活

端正な服装、爽やかな挨拶、公共ルールの遵守等も含めて、規律ある生活を通して地域や社会に信頼される人材の育成を図る。

2 確かな学力の育成

コミュニケーション力、表現力等の多様な能力を活用する授業や活動によって、基礎基本の定着とともに各種資格・検定試験に合格できる学力を育成する。

3 人間尊重の精神及び公共の精神の涵養

学校生活のあらゆる場面を通して、生命や人権の大切さを教え、倫理観や規範意識を涵養し、多様な価値観を認める人間尊重の精神、社会の一員として求められる公共の精神の育成を図る。

4 自己肯定感・自己有用感の涵養

避難所開設訓練やボランティア活動など、多くの方々と協力し、社会に貢献する活動を通して、自己肯定感、自己有用感を育む。また、社会の一員としての自覚を高め、社会性、協調性、社会に貢献する心を育成する。

5 社会性の育成

インターンシップやアルバイトなど、社会集団の一員として活動する機会を通して、謙虚な姿勢で広く社会に学ぶ心、公共に資する心を育む。

6 自立支援

関係各機関と連携し、生徒理解のための情報収集や対応にあたっての共通理解を図り、生徒個々の自立を支援する。